

平成30年11月30日
東北地方整備局

「震災伝承施設」の募集を開始します ～震災伝承活動の第一弾をキックオフ～

去る11月12日に開催した震災伝承ネットワーク協議会（別紙1）において、震災伝承活動の第一弾として、東日本大震災の実情や教訓を伝承する施設を「震災伝承施設」と位置づけ、同施設を募集することになりました。

今般、下記のとおり「震災伝承施設」の募集を開始いたします。

募集した施設は、今後、上記協議会が別紙2に基づき施設の分類を行い、「震災伝承施設」として登録・公表する予定です。

- 募集対象 東日本大震災に関わる遺構、慰霊碑、モニュメント等の施設
- 募集期間 第一次募集：平成30年12月3日（月）～平成31年1月31日（木）
- 提出先 対象施設の存する県又は政令市の窓口あて郵送（別紙3）
- 震災伝承施設の選定結果 平成31年3月頃公表予定

◎登録要綱・申請用紙については、下記URLから入手できます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/youkou>

※協議会は、申請内容を「震災伝承施設」募集要綱に基づく登録業務にのみ利用し、その他の目的には一切使用することはありません。なお、提出いただいた申請書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

<添付資料>

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 別紙1 震災伝承ネットワーク協議会の概要 | 別紙2 震災伝承施設の募集と分類について |
| 別紙3 提出先一覧 | 別紙4 「震災伝承施設」登録制度の概要 |
| 別紙5 「震災伝承施設」登録要綱 | 別紙6 震災伝承施設で使用する標章 |

【発表記者會】

青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

問合せ先

震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局企画部）

震災対策調整官 よこやま 横山 しゅうじ 修司（内線3118）企画課 建設専門官 たけだ 武田 てつひで 哲英（内線3153）

TEL:022-225-2171（代表） FAX:022-221-9890

震災伝承ネットワーク協議会の概要

□ 目的

岩手県、宮城県、福島県で整備する復興祈念公園および、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市において整備または整備を今後検討される震災伝承施設等を含め、震災伝承をより効果的・効率的に行うためにネットワーク化に向けた連携を図り、交流促進や地域創生とあわせて、地域の防災力の強化に資すること。

□ 組織

東北地方整備局	局長（会長）、企画部長（副会長）、建政部長
青森県	県土整備部長
岩手県	復興局長、県土整備部長
宮城県	震災復興・企画部長、土木部長
福島県	企画調整部長、土木部長
仙台市	まちづくり政策局長、都市整備局長

□ 開催状況

<協議会>

H30. 7. 19 第 1 回 復興祈念公園等ネットワーク協議会

H30. 11. 12 第 2 回 復興祈念公園等ネットワーク協議会

<ワーキンググループ>

H30. 9. 30 復興祈念公園等ネットワーク協議会 WG 第 1 回

H30. 10. 18 復興祈念公園等ネットワーク協議会 WG 第 2 回

H30. 11. 22 震災伝承ネットワーク協議会 WG 第 3 回

震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により収集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。
- 語り部等の活動について、震災伝承施設と一体となって実施している場合は把握するが、語り部活動のみの場合は、別途、伝承活動として収集を行うため対象外とする。

募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上に該当すること。

- (1) 災害の教訓が理解できるもの
- (2) 災害時の防災に貢献できるもの
- (3) 災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの
- (4) 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- (5) その他(災害の実情や教訓の伝承と認められるもの)

施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

- (1) 継続的な施設管理の確認(公共、民間を問わず)
- (2) 説明看板(多言語化)の有無
- (3) 展示物や展示内容に対する説明者や案内人の有無
- (4) 語り部活動(人数)と連携の有無
- (5) 駐車スペース(大型、小型毎の駐車台数)
- (6) トイレや休憩スペースの有無
- (7) その他(上記以外の特筆すべき要件)

募集した施設の分類

第1分類

第2分類

第3分類

震災伝承施設の募集と分類について

<「震災伝承施設」の分類の考え方>

分類	施設の特性			施設イメージ
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ	
第1分類	○			津波石、津波慰霊碑、津波伝承モニュメント等
第2分類	○	○		普代水門、名取の日和山 等
第3分類	○	○	○	復興祈念公園、荒浜小学校、千年希望の丘等

<「震災伝承施設」の特性>

施設の特性	概要
震災伝承	募集項目(1)～(5)に該当
訪問しやすさ	施設等の状況の(5)(6)等の該当する駐車場、駐輪場、トイレ、休憩スペース等を有するもの
理解しやすさ	施設等の状況にある(2)(3)(4)に該当する震災展示に関する案内員、語り部活動、多言語対応、展示内容の映像化等を有するもの

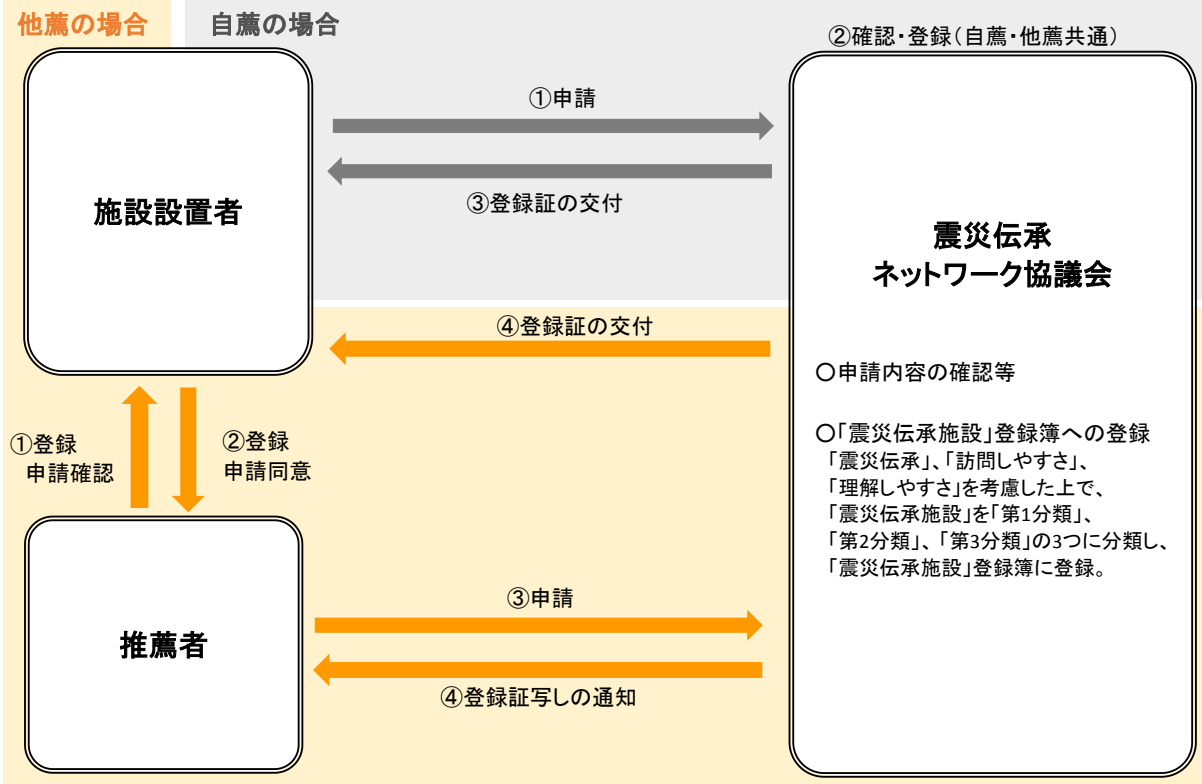
<「震災伝承施設」に関する取組>

		分類		
		1	2	3
①	震災伝承ネットワーク協議会は、震災を伝承すべき遺産として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
②	震災伝承ネットワーク協議会は、3.11伝承ロード(仮)を形成する施設として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
③	震災伝承ネットワーク協議会は、観光事業者等が作成するマップ等へ「標章(ピクトグラム)」の使用を許諾	-	○	○
④	震災伝承ネットワーク協議会は、観光に関する会議等を活用し観光事業者等へ紹介	-	-	○
⑤	「震災伝承施設」登録者は、施設の情報発信に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	○	○
⑥	「震災伝承施設」登録者及び道路管理者は、施設の案内標識に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	-	○

提出先一覧

青森県	〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号 県土整備部 都市計画課
岩手県	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 復興局 まちづくり再生課
宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 震災復興・企画部 震災復興推進課
福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 土木部 土木企画課
仙台市	〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 まちづくり政策局 防災環境都市・震災復興室

【「震災伝承施設」登録の流れ】



分類	施設の特性		
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ
第1分類	○		
第2分類	○	○	
第3分類	○	○	○

▲「震災伝承施設」の分類の考え方

<「震災伝承施設」に関する取組>

	分類		
	1	2	3
① 震災伝承ネットワーク協議会は、震災を伝承すべき遺産として、「震災伝承施設」をHPで公表	○	○	○
② 震災伝承ネットワーク協議会は、3.11伝承ロード(仮)を形成する施設として、「震災伝承施設」をHPで公表	○	○	○
③ 震災伝承ネットワーク協議会は、観光事業者等が作成するマップ等へ「標章(ピクトグラム)」の使用を許諾	-	○	○
④ 震災伝承ネットワーク協議会は、観光に関する会議等を活用し観光事業者等へ紹介	-	-	○
⑤ 「震災伝承施設」登録者は、施設の情報発信に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	○	○
⑥ 「震災伝承施設」登録者及び道路管理者は、施設の案内標識に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	-	○

「震災伝承施設」登録要綱

（目的）

1. この要綱は、東日本大震災に関する震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等を「震災伝承施設」として登録し、東日本大震災から得られた個々の実情と教訓を、総体として広く国内外及び次世代に継承すること、あわせて地域の交流促進、地方創生及び地域の防災力の強化に寄与することを目的とする。

（「震災伝承施設」の定義）

2. この要綱において、「震災伝承施設」とは、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設をいい、以下の項目のいずれか一つ以上に該当する施設をいう。

<項目>

- ① 災害の教訓が理解できるもの
- ② 災害時の防災に貢献できるもの
- ③ 災害の恐怖や自然の^{いふ}畏怖を理解できるもの
- ④ 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- ⑤ その他（災害の実情や教訓の伝承と認められるもの）

（施設の設置者及び管理者）

3. 施設の設置者は、国、県、市町村、行政機関に代わり得る公的な団体、民間団体又は個人であること。

なお、施設の管理又は運営を行政機関以外のものが行う場合は、「震災伝承施設」として、継続的な施設管理が確保されること。

（「震災伝承施設」の分類）

4. 施設の特性や設置状況を踏まえ、「震災伝承施設」を3分類とする。

<分類>

第1分類：2. 「震災伝承施設」の定義の項目のいずれか一つ以上に該当する施設

第2分類：第1分類うち、十分な容量の駐車場（大型、小型車）やトイレ等、来訪者が 訪問しやすい ^{注1}設備を有する施設

第3分類：第2分類のうち、案内員の配置や語り部活動等、来訪者の 理解しやすさ ^{注2}に配慮している施設

注1【訪問しやすい】とは

施設の来訪者が無料で利用できる十分な容量の駐車場（大型、小型車）とトイレ等のサービス設備を有していること

注2【理解しやすさ】とは

- 一、震災伝承に係る展示物や展示内容に関する案内員が配置されていること
- 二、施設の展示に関連する語り部活動が行われていること
- 三、展示内容の多言語化や企画展示等が行われていること
- 四、来訪者が使用できる談話・交流スペース、地域に関する情報を提供する案内所又は案内窓口（コンシェルジュ）があること

（登録の申請）

5. 2の『震災伝承施設』の定義に適合する施設の設置者又は推薦者（以下「申請者」という。）は、当該施設を「震災伝承施設」として申請することができる。申請者が推薦者である場合にあっては、事前に施設の設置者から申請合意を得るものとする。

申請に際しては、申請者は申請用紙（様式-1）に次の書類を添えて、当該施設が存する県または政令市（別紙）を經由し、これを震災伝承ネットワーク協議会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。なお、申請者は行政機関のみならず民間団体又は個人であっても構わない。

- ① 申請する施設の写真（全景や外観）、位置図及び箇所図（様式-2）
- ② 申請する施設の状況写真（様式-3）
- ③ 申請者が推薦者である場合にあっては、推薦理由を記載した資料
- ④ 施設の管理又は運営を行政機関から委託されている場合にあっては、協定や契約等の写し

(登録証の交付等)

6. 会長は、申請内容を確認のうえ「震災伝承施設」登録簿に登録し、施設の設置者に登録証を交付するものとする。

なお、推薦者が申請した場合にあっては、推薦者に登録証の写しを通知する。

(登録内容の変更の届け出)

7. 「震災伝承施設」の登録を受けた者（以下、「震災伝承施設」登録者」という。）は、申請の内容に変更（軽微な変更は除く）があったときは、当該施設が存する県または政令市（別紙）を経由し、遅滞なく会長に届け出なければならない。

(震災伝承ネットワーク協議会の取組)

8. 震災伝承ネットワーク協議会は、「震災伝承施設」に関して、分類に応じた以下の取組を行う。

- ① 震災を伝承すべき遺産として、ホームページで公表 [第1分類、第2分類、第3分類]
- ② 3.11 伝承ロード（仮）を形成する施設として、ホームページで公表 [第1分類、第2分類、第3分類]
- ③ 観光事業者等が作成するマップ等へ「標章（ピクトグラム）」の使用を許諾 [第2分類、第3分類]
- ④ 観光事業者等に対し「震災伝承施設」を見学施設として紹介するとともに、観光に関する会議等を通じ周知について協力を依頼 [第3分類]

(「震災伝承施設」登録者等の取組)

9. 「震災伝承施設」登録者は分類に応じて、以下の取組が可能となる。
- ⑤ 第2分類または第3分類の登録を受けた者は、施設の情報発信に「標章（ピクトグラム）」を使用することができる。
 - ⑥ 第3分類の登録者は、自らもしくは道路管理者の協力を得て、施設の

案内標識に「標章（ピクトグラム）」を使用することができる。

（標章）

10. 「震災伝承施設」の「標章（ピクトグラム）」は、
別図のとおりとする。



別図 標章

（登録者の義務）

11. 第3分類の登録者は、次の事項に努めなければならない。
- ① 施設について安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと
 - ② 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上に努めること
 - ③ 「震災伝承施設」の機能と魅力を高めるため、震災伝承ネットワーク協議会及び他の「震災伝承施設」と相互に連携し、協力すること

（登録の取り消し）

12. 会長は、登録された「震災伝承施設」が内容の変更により2及び4の各号に該当しないと認められるに至った場合、または「震災伝承施設」登録者が11の義務を遵守せず、「震災伝承施設」として案内することが適切でないと認められるに至った場合は、当該施設の登録を取り消すことや分類の変更を行うことができる。

附則

この要綱は、平成30年11月30日から実施する。

「震災伝承施設」登録要綱の補足事項

＜震災伝承＞

1. 震災伝承には、以下の展示物や展示内容が備わっており、施設状況写真で展示内容が確認できること。
 - イ. 説明板等
 - ロ. デジタルサイネージ、電子看板
 - ハ. 情報端末（PC等）
 - ニ. 映像上映
 - ホ. パネル展示
 - ヘ. その他
2. 震災伝承の展示にあたっては、来訪者に適切な空間を確保すること。

＜訪問しやすさ＞

3. 十分な容量の駐車場とは、交通量・立地条件・施設内容等に応じて利用需要に対応できると認められるもので、駐車台数概ね10台（大型車用は2台分に換算）以上のものとする。
4. 駐車場は、施設から徒歩で2～3分以内に位置しており一体的に利用可能であること。
5. 十分な容量を持つトイレとは、水洗式便所で駐車場の規模に応じて利用需要に対応できると認められるもので、便器数が概ね男2器、女2器、身障者1器以上ものとする。

＜理解しやすさ＞

6. 来訪者数の著しく少ない施設で、震災伝承施設に案内員を配置することが困難な場合は、電話等により震災伝承に関する問い合わせに応じられる体制が整っていること。

＜ホームページ公表＞

7. 「震災伝承施設」として登録した場合、申請用紙の記入内容（施設の基本事項や写真等）は、震災伝承ネットワーク協議会の取組として作成する公表用資料に使用する。

問合せ窓口

<p>震災伝承ネットワーク協議会事務局 国土交通省東北地方整備局 企画部企画課 TEL.022-225-2171（代表）、FAX022-221-9890 メールアドレス：thr-densho@mlit.go.jp URL：http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/</p>
--

提出先一覧

青森県	〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号 県土整備部 都市計画課
岩手県	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 復興局 まちづくり再生課
宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 震災復興・企画部 震災復興推進課
福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 土木部 土木企画課
仙台市	〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 まちづくり政策局 防災環境都市・震災復興室

< 「震災伝承施設」申請用紙 >

様式-1

平成 年 月 日

震災伝承ネットワーク協会 会長 殿

申請者 住所 _____

氏名若しくは名称及び代表者の役職・氏名 _____

下記のとおり「震災伝承施設」登録要綱に基づき関係資料を添えて申請します。

施設の名称(ふりがな)			
施設の所在地(ふりがな)	〒 _____		
供用年月日	平成 年 月 日		
施設の種別	震災遺構・震災遺構以外	施設設置者の名称	
施設概要 (伝承内容)			
施設内容の詳細	[震災伝承] 【展示物・展示内容】 イ. 説明板 有 _____ 枚 ・ 無 _____ 枚 多言語 (英・中・韓・他()) ・ 無 _____ ロ. デジタルサイネージ 有 _____ 基 ・ 無 _____ 基 多言語 (英・中・韓・他()) ・ 無 _____ ハ. 情報端末 (PC) 有 _____ 台 ・ 無 _____ 台 多言語 (英・中・韓・他()) ・ 無 _____ ニ. 映像上映 有 _____ 箇所 ・ 無 _____ 箇所 多言語 (英・中・韓・他()) ・ 無 _____ ホ. パネル展示 (可搬式) 有 _____ 枚 ・ 無 _____ 枚 多言語 (英・中・韓・他()) ・ 無 _____ ヘ. その他 (具体的に _____)		
	[訪問しやすさ] 【駐車場】 計 _____ 台 (24時間使用 可・不可) [大型車(バス・トラック) _____ 台] [小型車 _____ 台] [身障者用 _____ 台]		
	【トイレ】 計 _____ 器 (24時間使用 可・不可) [男 _____ 器 ((小) _____ 器、(大) _____ 器)] [女 _____ 器] [身障者用 _____ 器]		
	【休憩スペース】 有 ・ 無		
施設に関する窓口	[理解しやすさ] 【展示物・展示内容に係る案内員】 有 ・ 無 通常時 : _____ 人 (施設全体 _____ 人) 多言語 (英・中・韓・他()) ・ 無 _____ 案内時間 : ○:○○ ~ ○○:○○ 定休日 : 毎週 _____ 曜日 ・ 無 _____ 予約 : 要 ・ 不要		
	【地域の情報提供案内所・窓口】 有 ・ 無 開館時間 : ○:○○ ~ ○○:○○ 定休日 : 毎週 _____ 曜日 料金 : 無料 ・ 有料 (_____ 円) 予約 : 要 ・ 不要		
施設に関する窓口	組織名		担当者氏名
	TEL		メールアドレス
施設に関連する語り部活動	団体名		代表者氏名
	TEL		メールアドレス
申請に関する窓口	組織名		担当者氏名
	TEL		メールアドレス
施設の管理又は運営を行政機関以外のものが行う場合 ※1	継続的な施設運営 可 ・ 不可		
施設番号 ※2	施設 第 _____ 号	登録年月日 ※	平成 年 月 日
施設の分類 ※2	第1分類 / 第2分類 / 第3分類		

注1) ※1の箇所は、施設の管理又は運営を行政機関以外のものが行う場合以外は、記入しないこと。

注2) ※2の箇所は、申請の時点では記入しないこと。

注3) 申請内容は、募集要綱に基づく登録業務にのみ利用し、その他の目的には一切使用することはありません。
 なお、申請書類の返却は行いません。

施設全景、位置図及び図

施設名	施設名称	施設管理者の名称
施設所在地		
写真(施設全景①)	写真(施設全景②)	
位置図(地理院地図:ズームレベル□)	※地理院地図:ズームレベル12~14で作成	
箇所図(地理院地図:ズームレベル□)	※地理院地図:ズームレベル17~18で作成	

施設状況写真

施設名		施設管理者の名称	
施設所在地			
[震災伝承]			
写真()			写真()
写真()			写真()
写真()			写真()

施設状況写真

施設名		施設管理者の名称	
施設所在地			
[訪問しやすさ]			
写真()			写真()
写真()			写真()
写真()			写真()

施設状況写真

施設名	の	施設管理者の名称	
施設所在地			
[理解しやすさ]			
写真()		写真()	
写真()		写真()	
写真()		写真()	

商標登録出願中



■デザインについて

- 文字情報が含まれないため、走行車両から認識しやすい。
- 既存のJIS記号(津波、博物館／美術館)を基にした図案の組合せであり、新たな図案よりも理解されやすい。
- 欧米では建物の図案が博物館と認識されており、外国人旅行者にも理解されやすい。

震災遺構誘導等に関する検討委員会

委員長	宮城学院大学 現代ビジネス学部長	宮原 育子
委員	岩手大学 人文社会科学部 教授	五味 壮平
委員	東北大学 災害科学国際研究所 准教授	平野 勝也

『震災遺構誘導等に関する検討委員会』の検討経緯

第1回	平成30年 3月28日
第2回	平成30年10月 5日